

## 安全保障理事会決議 2119 (2013)

2013年10月10日、安全保障理事会第7040回会合にて採択

安全保障理事会は、

ハイチに関する従前の安保理諸決議、とりわけ安保理諸決議 2070 (2012)、2012 (2011)、1944 (2010)、1927 (2010)、1908 (2010)、1892 (2009)、1840 (2008)、1780 (2007)、1743 (2007)、1702 (2006)、1658 (2006)、1608 (2005)、1576 (2004) および 1542 (2004) を再確認し、

ハイチの主権、独立、領土保全および統一に対する安保理の強い公約を再確認し、

過去1年間、ハイチが常設選挙審議会の暫定協会の設立を含む、安定に向けた措置を講じてきたことおよびそれはだいたい遅れた上院の一部の、都市のそして地方の選挙の開催にとって重要である、国民議会への選挙法案の提出を認識し、

ハイチ政府により発表されたように、選挙準備が2013年の選挙開催に影響した遅延を経験していることに懸念をもって留意し、ハイチ政府および全ての関連する主体に対し、政治的安定を養育するためまた社会経済的發展に資する環境を創り出すためハイチの憲法に従って緊急の事項として自由、公正、包括的且つ信頼に足る選挙を実施することを求め、

全般的な治安状況は、安保理決議 2070 (2012) の採択以来若干の改善を得て相対的に安定したままであることを認識し、MINUSTAH がハイチの治安および安定を損なうことなしにその構成を縮小しまた適応させることを許可し、そして MINUSTAH の将来について条件に基づく治安に関連した決定の重要性を認識し、

ハイチにおける安定と治安を確保する MINUSTAH の重要な役割を認識し、そして安全且つ安定した環境を確保するハイチ政府を支援し続しけていることについて MINUSTAH を賞賛し、また MINUSTAH の要員およびその諸国に対して感謝の念を表明しまた公務中に負傷したまたは殺害された者に対し敬意を表し、そしてまたハイチにおける広範な再建および MINUSTAH の軍事工学部隊によ

り達成された好結果の活動を賞賛し、

より統合されたまた団結したハイチの治安部門を支援するため、ハイチの司法および矯正制度を更に強化する必要性を強調し、法の支配を強化しそして治安部門改革における更なる進展を行うというハイチ政府の公約に留意し、またハイチ当局に対しこれに関連した取組を追求し続けることを奨励し、

ハイチの治安と安定に対するハイチ国家警察（HNP）の重要な役割を認識し、ハイチの治安に対する十分な責任を引き受けることをそれに可能とするため現行の HNP の強化、専門化および改革の重要性を強調し、2012-2016 の 5 年間ハイチ国家警察開発計画の実施においてなされた進展に留意しそして特に募集と在職の分野において、それに対する支援を維持することの重要性をくり返し表明し、

その職務権限を実行しまた司法の独立の強化を促進するため司法最高評議会により講じられた措置を認識し、そして長期にわたる公判前の勾留、過密な刑務所および衛生条件のような、矯正制度において依然として残っている人権の懸念に更に対処する必要性を表明し、

重大な進展が為されてきた一方で、おおよそ 279,000 名の国内避難民が生き残るための必要最小限の援助にまだ頼っていること、現行のコレラの流行、および更に対処される必要があるキャンプにおける生活条件で、ハイチが著しい人道的課題に直面し続けていることを認識し、

ハイチの再建における並びに効果的な、賞賛に価する国際的な開発援助およびこの援助から利益を得るハイチの制度の増した能力を通したものを含む、ハイチの社会的および経済的開発における進展は、永続したまた持続可能な安定を達成するために非常に重要であることを強調し、そして危機削減と自然災害に対する国の極端な脆弱性に対処する備えにおける取組、その中でハイチ政府が指導的役割を果たす取組、を含む社会経済開発を伴う治安の必要性をくり返し表明し、

優先された資金供与調整手続およびハイチ政府の開発優先事項を支援する会合場所としての外国援助の調整のためのハイチ政府の枠組（CAED）の継続した策定を歓迎しそして政府が支持した統合戦略枠組と一直線になったハイチの国際連合国別現地チームの合同プログラミングが増えていることもまた歓迎し、また国際援助を国内の優先事項により一層合わせることを助長し、透明性を増しそして相互の説明責任並びにより強力な調整の必要性を強化する公約もまた歓迎し、

コレラの流行を抑制し且つ除去するためのハイチ政府による現行の取組に留意し、そして他の関連する行為主体と調整した国際機関に対し、とりわけ水および衛生制度における構造的な弱点に対処するハイチ政府を支援し続けることを促し、またハイチの国民保健制度を強化することの重要性を強調しそしてコレラ除去のための国家計画を支援する事務総長の自発的活動を通じたものを含む、コレラと闘う国際連合の取組を認め、脅威を削減するために立案された発生に対する迅速なまた対象を特定した医療的対応に特に注意を払った適切なまた持続可能な支援の重要性を強調し、

資金供与者に対し、最も脆弱な者のためのサービスと仕事への迅速なアクセスを特に助けるため、2010年ニューヨーク会議で為された誓約を完遂することを促し、またその優先事項に関する資金供与者への明確な案内を提供しまた最も困っている者への援助の提供を促進するハイチ政府の責任を強調し、

ハイチの安定と再建の現行の過程における地域的機構の役割を強調しそして MINUSTAH に対し、国際的な金融機関、地域的および準地域的機構並びに他の利害関係者、とりわけ米州機構 (OAS)、南米諸国連合 (UNASUR) およびカリブ共同体 (CARICOM)、と緊密に活動し続けることを求め、

ハイチにおける課題の相互関連的な性質もまた認識し、治安に関する持続可能な進展、法の支配と制度改革、国民和解および失業と貧困に対する闘いを含む開発が、相互に補強しあっていることを再確認し、そして政府の「5E」方針計画 (雇用、教育、環境、エネルギーおよび法の支配) に定められた政府の優先事項に一致して、これらの課題に対処するハイチ政府および国際社会の継続した努力を歓迎し、

パトロールおよび HNP の存在並びに住民との直接関与を高める HNP の継続的取組を歓迎し、国内避難民のためのキャンプにおける、キャンプ共同体と密接に調整した、MINUSTAH の継続した共同体の治安を維持する努力を認識し、そして住民とのその関与を歓迎し、

とりわけポルトープランスの疎外された区域、国内避難民キャンプおよび同国の辺鄙な地区における性的暴力並びにジェンダーに基づく暴力が引き続き重大な懸念であることを確認し、

国内人権機関並びに人権に対する尊重および適法手続を強化することそして犯罪行為、性的暴力やジェンダーに基づく暴力と闘うこと、並びに刑事責任の免除を終わらせることがハイチにおける法の支配と安全を確保することに不可欠であることを認識し、これに関連して人権に関する閣僚間委員会の設立を歓迎し、

ハイチにおける国際連合機関、基金および計画のあらゆる活動の調整並びに実施における事務総長特別代表の権限を再確認し、そして MINUSTAH の条件に基づく強化計画の一部として特に相互に関連している各々の職務権限の側面に関連して MINUSTAH と国際連合国別現地チームとの間の選択的な調整と共同を確保することにおける事務総長特別代表の役割に対する安保理の支援もまた再確認し、

ハイチ国家警察の兵站的、行政的および運用上の能力を高めるため、それが適切に資金調達することの重要性を強調し、そしてハイチ政府に対し、ハイチ国民のために適切な治安の提供を保証するため国際社会により提供されている支援を利用することを奨励しまた全ての国際的な協力機関に対し、これに関連してその調整を強化することを求め、

2013 年 8 月 19 日の事務総長報告書 S/2013 493 を歓迎し、

国際連合憲章の下での国際の平和および安全の維持に対するその主要な責任を心に留め、

決議 1542 (2004) の主文第 7 項第 1 節で述べられているように、国際連合憲章の第 7 章にもとづいて行動して、

1. 安保理決議 1542 (2004)、1608 (2005)、1702 (2006)、1743 (2007)、1780 (2007) 1840 (2008)、1892 (2009)、1908 (2010)、1927 (2010)、1944 (2010)、2012 (2011) および 2070 (2012) に含まれているように、MINUSTAH の職務権限を 2014 年 10 月 15 日まで、さらなる更新の意図を持ちつつ、延長することを決定する。

2. MINUSTAH の全体の部隊水準を、事務総長報告書の第 54 項に一致して歩兵および技術要員の釣り合いのとれた撤退の後、5,021 名までの兵力および 2,601 名までの要員で構成される警察部門か

ら成るものとすることを決定する。

3. その部隊配置の調整は、ハイチの安定と治安に関する安全と安定の環境を維持することおよび社会的や政治的実体の影響、ハイチの国家能力の増大している発展、とりわけハイチ国家警察の現在進行中の強化、並びに同国の安定と治安の維持に対するハイチの国家責任のハイチ当局の行使が増えていることを考慮しつつ、現場の治安状況に基づくべきことを確認し、MINUSTAH に対し同国全土に部隊を迅速に展開する能力を維持することを求める。

4. MINUSTAH の条件に基づく強化計画の現行の履行に留意し、ハイチ政府と合意したように合理的な時間枠内で達成可能な中核的な一連の負託された任務に同ミッションの活動を集中するというその目的をくり返し表明し、事務総長報告書の第 64 項に留意しそしてハイチ政府および加盟国との協議の後の事務総長の次に報告書に含まれる提案に期待する。

5. 同国の安定のあらゆる側面についてのハイチ政府と国民の主体的取組および主要な責任を認識し、MINUSTAH に対し、利用可能な手段の範囲内およびその職務権限に一致して、兵站的および技術的専門知識を提供するその取組を強めること、また適切な場合には、ハイチ全土に国家権力を拡大しそしてあらゆる段階での良い統治と法の支配を促進するためハイチ政府の能力を更に強化する目的で、地方分権努力を履行し国および地方のレベルでのその機関の能力を構築し続けるために、ハイチ政府に要請されたように支援するため、国際連合国別現地チームや安定化努力に現在活動しているその他と調整することを奨励する。

6. ハイチの政治的関係者に対し、国民議会および他の選挙された機関の継続した機能を確保するためハイチの憲法に従って、だいぶ遅れた自由な、公正なそして透明な上院の、都市のそして地方の選挙の準備と実施のために要求された、選挙法を含む、全ての措置を完了するため協力して活動することを促す。

7. ハイチにおいて進行中の政治的プロセスを支援する事務総長特別代表の取組を歓迎し、この過程を支援し続けるという MINUSTAH への安保理の呼びかけを再確認し、MINUSTAH に対し、OAS、UNASUR および適切な場合には CARICOM を含む国際的な利害関係者と協力してハイチ政府に対する国際的な選挙援助を提供しまた適切な場合には調整することを求める。

8. 安保理決議 1325 (2000) を想起しそしてハイチ政府に対し、関連する利害関係者の支援を得て、ハイチの憲法に従って、ハイチにおける女性の政治参加の増加を促進することを奨励する。

9. ハイチにおける法の支配の改善の枠組において、ハイチ国家警察 (HNP) の能力を強化することは、ハイチの全般的な安定と将来の発展にとって中心である、同国の安全上の必要性のための時宜を得た且つ十分な責任を果たすハイチ政府にとって最も重要であることを再確認する。

10. ハイチ国家警察の能力構築は、MINUSTAH にとって最も重大な任務のままであることをくり返し表明し、MINUSTAH に対し、とりわけ中間階級段階を含む警察および矯正要員を教育した訓練する更新された努力による、ハイチ国家警察の制度的および運用上の能力を強化するその取組を続けることを要請し、MINUSTAH に対し、これらの目的を支援した熟練した訓練者と技術顧問を提供するため UNPOL 要員の技術と提携することを求める。

11. 2016 年までに最低 15,000 名の運用に就くことができる警察官の目標を達成するため、2012-2016 年の HNP 開発計画のためにハイチ政府およびその国際的や地域的な協力機関からの効果的な支援、適切な兵站的および行政的な能力、説明責任や人権と法の支配に対する尊重、強固な詳しい調査過程、高められた募集手続や訓練、強化された陸上および海上の境界管理並びに改善された越境組織犯罪の抑止を確保する必要性を強調する。

12. HNP 能力構築取組の有効性と持続可能性を高めるため MINUSTAH、資金供与者およびハイチ政府の緊密な調整の必要性を強調し、MINUSTAH に対し、この調整を助長することそして復興および警察と矯正施設の建設のために並びに適切な場合には HNP の組織能力を支援することを目的とした他の事業のために要請されたような資金供与者の資金に基づく事業に対する技術指導を提供し続けることをまた要請する。

13. MINUSTAH に対し、適切な国際的な行為主体と協力して、ギャングの暴力、組織犯罪、薬物取引および特に子どもの人身取引に効果的に取り組んでいる政府を支援することを奨励する。

14. ハイチ当局に対し、司法最高評議会に対する現行の支援を通したものをふくむ、必要な措置を

取ることにより、司法改革を実行し続けること、司法機関の独立と有効性を確保することそして勾留されている女性と子どもに特に顧慮して、長期の公判前勾留および刑務所の状態と過密の問題に対処し続けることを奨励する。

15. 全ての資金供与者および国際機構や非政府組織を含む協力機関に対し、その努力をより良く調整しそして外国援助の調整のためのハイチ政府の枠組（CAED）、それは透明性、国の主体的取組および外国援助の調整を増すことを確保する政府を助けることそして外国援助を管理する政府の能力を強化することを意図したもの、を通して同政府と緊密に活動することを求める。

16. 関係住民、とりわけ女性と子どもの生活条件を効果的に改善することを目的とした活動で、MINUSTAH の支援を得てハイチ政府により行われている安全保障と開発の活動を補完することを、国際連合国別現地チームに要請しまたあらゆる関係者に求める。

17. MINUSTAH に対し、国際連合国別現地チームと調整して活動して、とりわけミッションの指導力によりまた適切な場合にはハイチ政府の優先事項に一致して特定された優先分野において、安全且つ安定した環境を構築することに貢献した国の主体的取組と MINUSTAH に対するハイチ住民の信頼を高めるすぐに効果のでる事業を実施することを継続するよう要請する。

18. とりわけ犯罪者集団の暴力の影響を受けた子どもに対する重大な違反並びに広範に行われているレイプおよび女性と女兒に対する他の性的虐待を強く非難し、またハイチ政府に対し、MINUSTAH 並びに国際連合国別現地チームの支援を得て、安全保障理事会諸決議 1325 (2000)、1612 (2005)、1820 (2008)、1882 (2009)、1888 (2009)、および 1889 (2009) に定められたような女性と子どもの権利を促進し且つ保護することを継続することを求め、そしてハイチ政府、国際社会および市民社会の全ての関係者に対し、ハイチにおける性的やジェンダーに基づく暴力を排除し、並びにレイプの申し立てに対する対応とレイプや他の性犯罪の被害者のための裁判へのアクセスを改善するその取組を再び始めることを奨励し、これに関連して国家当局に対し、国内法令の通過に努めることを奨励する。

19. MINUSTAH に対し、安全保障理事会決議 1894 (2009) に一致して、国内避難民および他の脆弱な集団、特に女性と子どもの必要に対し特に注意して、キャンプにおける合同コミュニティ警察活動を通してを含む、一般住民に対する適切な保護を提供することでハイチ政府を支援し続けることを奨

励する。

20. 事務総長に対し、性的搾取および虐待に関する国際連合ゼロ・トレランス政策の、MINUSTAHのあらゆる要員の完全な遵守を確保するために必要な措置を講じることと安保理に報告し続けることを要請しまた部隊および警察提供諸国に対し、不正行為の事例を予防する努力を倍加することおよびその要員が関与した行為が適切に捜査されまた罰せられることを確保することを促す。

21. ミッションの必要不可欠な部門としてのMINUSTAHの人権職務権限を再確認しまたとりわけ過去の政府の下での重大な違反に対する個人的な責任に注意した、人権の尊重はハイチの安定にとって必要不可欠であることを認識し、同政府に対し、ハイチ国家警察および司法による人権の尊重と保護を、適切な場合には、国際社会の支援を得て、確保することを促しまたMINUSTAHに対しこれに関連して監視と支援を提供することを求める。

22. MINUSTAHに対し、その職務権限内で、その技術者を含む既存の手段および能力を、その条件に基づく強化計画の文脈におけるより一層のハイチ人の主体的取組を助長しつつ、ハイチにおける安定を強化する目的で、利用し続けることを奨励する。

23. MINUSTAHに対し、ハイチ政府と密接に共同して、危険な状態にある若者、女性、避難したそして暴力の影響を受けた近隣に住んでいる者に特に焦点を絞った、そのコミュニティ暴力削減アプローチを追求し続けることまたこの活動が、この分野の地方の能力を構築する国際連合国別現地チームと調整して、そして同チームの活動を支援することを確保することを要請する。

24. MINUSTAHに対し、小型武器の流入管理、武器登録の開発、武器の輸入および所持に関する現行法の改定、武器免許制度の改革並びに国のコミュニティ警察活動政策の策定と実施に対するMINUSTAHの取組において、ハイチ当局を支援し続けることを要請する。

25. MINUSTAHの軍事および警察部門に対する活動概念や交戦規則のような文書計画は、適切な場合には、定期的に最新のものにされること並びに全てのその関連決議の条項に一致していることの重要性を強調し、また事務総長に対し、安全保障理事会および部隊と警察提供諸国にそれらについて報告することを要請する。

26. 事務総長に対し、定期的に報告し続けること、および MINUSTAH の職務権限の履行に関して、半年毎そしてその終了の遅くとも 45 日前までに、安保理に報告することを要請する。

27. 事務総長に対し、ハイチの安全に対する脅威の包括的評価を彼の報告書に含み続けることおよび適切な場合には MINUSTAH の更なる強化および再構成に関する選択肢を提案すること並びに彼の次の報告書の添付文書として強化計画の進捗報告書を提示し続けることを要請する。

28. この問題に引き続き関与することを決定する。